

英語国際学部履修規程（抜粋）

第 7 章 資格取得

第 1 節 教職課程

（免許状の種類）

第 97 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 10 に定める。

表 10 取得できる免許状の種類および教科

| 免許状の種類 | 免許教科 |
|-------------|------|
| 高等学校教諭一種免許状 | 英 語 |
| 中学校教諭一種免許状 | |

（基礎資格および最低修得単位数）

第 98 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 11 に定める。

表 11 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

| 基礎資格 | 学士の学位を有すること | | |
|-------------------------|--|-------------|---------------------------|
| 免許取得に係る最低修得単位数 | | | |
| | 免許法で定める単位数 | | 本学科で定める単位数 |
| 免許状の種類 免許法で規定する科目 | 高等学校教諭 一種 | 中学校教諭 一種 | 高等学校教諭 中学校教諭 一種（英語） |
| 教職に関する科目 | 23 | 31 | 31 |
| 教科に関する科目 | 20 | 20 | 28 |
| 教科又は教職に関する科目 | 16 | 8 | 4 |
| 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作 | | |

- 2 本学科で定める単位数欄のうち、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の免許法で定める単位数を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。ただし、「道徳教育の理論と実践」の単位は、中学校一種にのみ適用する。

（免許取得義務）

第 99 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 100 条 教職に関する科目の履修方法は、表 12 および次の各号に定める。

表 12 教職に関する科目

| 免許法施行規則に定める科目 | | 本学科開講科目 | 単位数 | | 配当年次 |
|---------------|------------------------|-------------|-----|----|------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 第 2 欄 | 教職の意義等に関する科目 | 教職概論 | 2 | | 1 |
| 第 3 欄 | 教育の基礎理論に関する科目 | 教育基礎論 | 2 | | 1 |
| | | 教育心理学 | 2 | | 1 |
| | | 教育制度概論 | 2 | | 2 |
| 第 4 欄 | 教育課程及び指導法に関する科目 | 英語科教育法Ⅰ | 4 | | 2 |
| | | 英語科教育法Ⅱ | | 4 | 3 |
| | | 道徳教育の理論と実践 | 2 | | 2 |
| | | 特別活動の理論と実践 | 2 | | 3 |
| | | 教育方法の理論と実践 | 4 | | 3 |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 生徒・進路指導論 | 2 | | 3 |
| 教育相談 | | 2 | | 2 | |
| 第 5 欄 | 教育実習 | 教育実習Ⅰ | 5 | | 4 |
| | | 教育実習Ⅱ | | 3 | 4 |
| 第 6 欄 | 教職実践演習 | 教職実践演習(中・高) | 2 | | 4 |

- (1) 「教職に関する科目」は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 「教職に関する科目」は、卒業の要件とする単位に算入しない。ただし、第 4 欄の「英語科教育法Ⅰ」および「英語科教育法Ⅱ」は、卒業要件単位に算入できる。
 - (3) 第 3 欄の「教育基礎論」には、「教育課程の意義及び編成の方法」を含む。
 - (4) 第 5 欄の「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導 1 単位を含む。また、「教育実習Ⅱ」は科目等履修生などを対象とした科目である。
 - (5) 第 6 欄の「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象として、原則として 4 年次秋学期に開講する。
- 2 本学科における教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の履修方法は、表 13 および次の各号に定める。

表 13 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

| | 免許法施行規則に定める科目 | 本学科で定める最低修得単位数 | 本学科開講授業科目 | 単位数 | 必修 | 選択 | 配当年次 | 備考 |
|-------------------------|---------------|----------------|--|-----|----|----|------|-----------------|
| 教科に関する科目 | 英語学 | 28 | Advance English Studies: Reading and Translation I | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | Advanced English Studies: Critical Writing I | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | Advance English Studies: Reading and Translation II | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | Advanced English Studies: Critical Writing II | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | ことばとコミュニケーション | 4 | | ◎ | 1 | |
| | 英米文学 | | 英語文学概論 | 4 | | ◎ | 2 | |
| | 英語コミュニケーション | | Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate | 2 | ○ | | 1 | |
| | | | 英語コミュニケーション I A (ディベート) | 2 | | ○ | 2 | |
| | | | 英語コミュニケーション II A (ディベート) | 2 | | ○ | 2 | |
| | | | 英語コミュニケーション I B (プレゼンテーション) | 2 | | ○ | 2 | |
| | | | 英語コミュニケーション II B (プレゼンテーション) | 2 | | ○ | 2 | |
| | 異文化理解 | | 異文化と歴史 | 4 | | ○ | 2 | いずれか1科目 選択必修 |
| | | | 地域研究 A(英米) | 4 | | ○ | 2 | |
| 教科又は教職に関する科目 | | 4 | 人権問題論 | 4 | | ◎ | 3 | |
| | | | 総合実習 A(インターンシップ) | 2 | | ○ | 1 | |
| | | | 総合実習 B(インターンシップ) | 2 | | ○ | 1 | |
| 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 日本国憲法 | | 憲法 | 4 | | ◎ | 2 | |
| | 体育 | | スポーツ健康科学 | 2 | | ◎ | 3 | |
| | 外国語コミュニケーション | | Global Issues B | 2 | ○ | | 2 | |
| | 情報機器の操作 | | 情報処理演習 | 2 | | ◎ | 1 | 卒業単位に含まれない |

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「人権問題論」「憲法」「スポーツ健康科学」「情報処理演習」は必ず修得しなければならない。
- (3) 「異文化と歴史」「地域研究 A(英米)」は、いずれか1科目以上を修得しなければならない。
- (4) 「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「Advanced English Studies: Presentation, Discussion, and Debate」「異文化と歴史」「地域研究 A(英米)」は、一般的包括的な内容を含む。

(履修継続要件)

第 101 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学等によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、教職課程の継続履修を許可することがある。

(「教育実習」履修要件)

第 102 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教職に関する科目」のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
- (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教職に関する科目」の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 103 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

(3年次編入学生)

第 104 条 3年次編入学における免許取得にかかる履修方法は、教務委員会が別途指示する。